

令和7年度  
全国労働衛生週間  
宇都宮地区労働衛生大会

労働衛生の現状・対策  
及び 法改正等について

宇都宮労働基準監督署  
安全衛生課



はじめに  
令和7年度 全国衛生週間実施要項

# はじめに

## 令和7年度 全国衛生週間実施要項

### ●令和7年度スローガン

『 ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場 』

### ●期 間

10月1日から10月7日まで

（9月1日から9月30日までを準備期間）

### ●実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力して次の事項を実施する。

## ●準備期間中の事項

### ア 重点事項について、日常の労働衛生の総点検

過重労働における健康障害防止対策、  
治療と仕事の両立支援対策、石綿、化学物質、  
メンタルヘルス対策、熱中症対策等

### イ 労働衛生3管理の推進等

作業環境管理の推進、産業管理の推進、労働衛生教育の推進等  
★9月は「職場の健康診断実施強化月間」  
⇒アンケートのご協力をお願いします！

### ウ 作業の特性に応じた事項

粉じん、電離放射線、騒音、酸素欠乏場所の換気等、  
作業を行う場所に依りて、特性に合わせた対応

### エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合の、保護具着用の周知や立入禁止場所への立入禁止遵守義務等安全衛生の確保に必要な措置の実施 など

## ●全国労働衛生週間に実施する事項

※準備期間の内容を踏まえた

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚、スローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故など  
緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会、見学会等の開催  
作文・写真・標語等の掲示
- ⑥ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

# 1. 宇都宮労働基準監督署管内の 労働災害発生状況について

# 1. 宇都宮署管内の労働災害発生状況について

## (1) 全産業における労働災害の発生状況

令和7年 業種別労働災害発生状況  
(令和7年8月末現在)

宇都宮労働基準監督署

|                               | 令和6年 |    | 令和7年 |    | 増減数 |    | 増減率(%) | 構成比(%) |
|-------------------------------|------|----|------|----|-----|----|--------|--------|
|                               | 死傷者  | 死亡 | 死傷者  | 死亡 | 死傷者 | 死亡 |        |        |
| 全産業計(コロナ除)                    | 366  | 1  | 335  | 2  | -31 | 1  | -8.5   | 100.0  |
| 製 造 業 計                       | 81   |    | 56   | 2  | -25 | 2  | -30.9  | 16.7   |
| 食 料 品 製 造 業                   | 32   |    | 21   |    | -11 |    | -34.4  | 6.3    |
| 繊 維 製 品 製 造 業                 |      |    |      |    |     |    | ±0     | 0.0    |
| 木材木製品・家具装飾品製造業                | 3    |    | 2    |    | -1  |    | -33.3  | 0.6    |
| 化 学 工 業                       | 10   |    | 1    | 1  | -9  | 1  | -90.0  | 0.3    |
| 窯業土石製品製造業                     |      |    |      |    |     |    | ±0     | 0.0    |
| 金 属 製 品 製 造 業                 | 13   |    | 8    |    | -5  |    | -38.5  | 2.4    |
| 一 般 機 械 器 具 製 造 業             | 6    | 1  | 6    | 1  | 0   | 1  | ±0     | 1.8    |
| 電 気 機 械 器 具 製 造 業             | 2    |    | 1    |    | -1  |    | -50.0  | 0.3    |
| 輸送用機械器具製造業                    | 3    |    | 7    |    | 4   |    | 133.3  | 2.1    |
| 上 記 以 外 の 製 造 業               | 12   |    | 10   |    | -2  |    | -16.7  | 3.0    |
| 土 石 採 取 業 ・ 鉱 業               |      |    |      |    |     |    | ±0     | 0.0    |
| 建 設 業 計                       | 42   |    | 27   |    | -15 |    | -35.7  | 8.1    |
| 土 木 工 事 業                     | 9    |    | 4    |    | -5  |    | -55.6  | 1.2    |
| 建 築 工 事 業                     | 23   |    | 12   |    | -11 |    | -47.8  | 3.6    |
| うち木造建築工事関連事業                  | 2    |    | 2    |    | 0   |    | ±0     | 0.6    |
| そ の 他 の 建 設 業                 | 10   |    | 11   |    | 1   |    | 10.0   | 3.3    |
| 鉄 道 ・ 道 路 旅 客 運 送 業           | 2    |    | 10   |    | 8   |    | 400.0  | 3.0    |
| 道 路 貨 物 運 送 業 ・ 陸 上 貨 物 取 扱 業 | 42   | 1  | 35   |    | -7  | -1 | -16.7  | 10.4   |
| 林 業                           | 3    |    | 1    |    | -2  |    | -66.7  | 0.3    |
| 農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業           | 3    |    | 11   |    | 8   |    | 266.7  | 3.3    |
| 第 三 次 産 業 計                   | 193  |    | 195  |    | 2   |    | 1.0    | 58.2   |
| 小 売 業                         | 47   |    | 52   |    | 5   |    | 10.6   | 15.5   |
| 社 会 福 祉 施 設                   | 36   |    | 30   |    | -6  |    | -16.7  | 9.0    |
| 飲 食 店                         | 22   |    | 9    |    | -13 |    | -59.1  | 2.7    |

【8月末現在：労働災害の現状】

以下、全て新型コロナウイルス感染症を除く。

①全産業計において、31件減。  
減少傾向は維持しているが、  
減少率は縮まっている。

②主要産業である製造業、建設業、  
運送業は減少傾向を維持している。  
第三次産業は7月末現在までは  
減少傾向であったが、8月末現在は  
増加傾向に転じた。

③死亡災害は今年3月までで2件発生  
しているものの、今年度は発生してお  
らず、今年度は死亡災害ゼロを目指す。

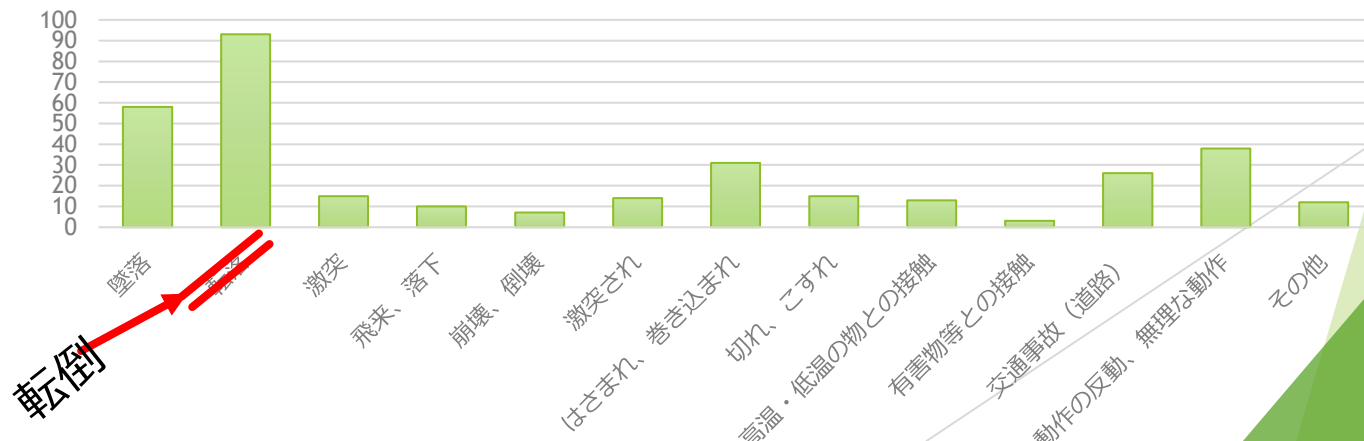
(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の労働災害件数を集計したもの。  
2.死亡件数は内数である。

# 1. 宇都宮署管内の労働災害発生状況について

## (2) 労働災害の発生の特徴について①

- 令和7年8月末現在で、事故の型として一番多いのは **転倒災害（93件/約28%）**。
- 転倒の中でも、滑りによる転倒が**34件**、つまづきによる転倒が**38件**を占めている。この二つの転倒で、転倒の中の77%を占める。

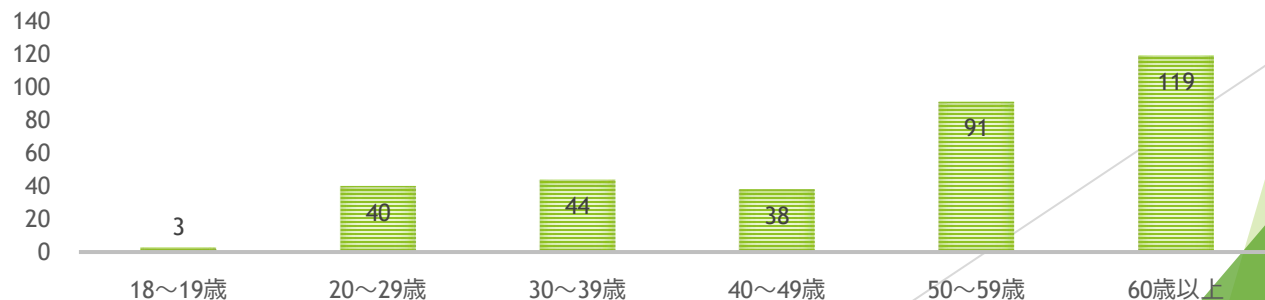
被災者件数



# 1. 宇都宮署管内の労働災害発生状況について (3) 労働災害の発生の特徴について②

- 令和7年8月末現在で、年齢の特徴を見ると、**60歳以上の被災者数が119人と最多。**
- 前述の転倒とあわせて、労働者の行動災害を減少させる必要がある。

被災者件数



# 1. 宇都宮署管内の労働災害発生状況について

## (4) 熱中症の発生状況等

※後述トピック5に関連。

改正労働安全衛生規則により、熱中症の対策強化が行われ、早期発見、判断及び適切な対処が必要となっております。

耳目も集めた熱中症対策、**熱中症クールワークキャンペーンは9月まで**となっております。気を緩めず、再度まで対応をお願いします。

下表は労働者死傷病報告（休業4日以上）で届け出られた、熱中症の報告数となります。（派遣元を除く。）

|            | 令和6年8月末 | 令和7年8月末 |
|------------|---------|---------|
| 栃木労働局      | 8人      | 17人     |
| 宇都宮労働基準監督署 | 3人      | 9人      |

# 1. 宇都宮署管内の労働災害発生状況について

## (4) 熱中症の発生状況等

- 栃木労働局内で発生した熱中症の業種について、

|        |     |
|--------|-----|
| 製造業    | 4 件 |
| 建設業    | 6 件 |
| 商 業    | 3 件 |
| 通信業    | 1 件 |
| 清掃・と畜業 | 1 件 |
| 警備業    | 2 件 |

- 熱中症は全業種、満遍なく労働災害が発生していることが分かる。
- 熱中症は死亡事故にもつながる油断ならない災害であり、今年度を含めて、次年度以降も熱中症の予防とともに、発生した際に「重篤化させない」ことを目標に体制整備と対策の推進をお願いします。

## 2. 最近の健康管理等の動向について

## 2. 最近の健康管理等の動向

☛ 労働衛生のしおり 40頁～

- 1 : 「**労働安全衛生法及び作業環境測定法改正**」  
～労働者の安全衛生を巡る課題に対応～
- 2 : **従業員数50人未満事業場**においてストレスチェックが義務化される
- 3 : 化学物質管理の最新の動き
- 4 : 高年齢労働者の労災防止指針策定について
- 5 : 法令改正「**熱中症を生ずるおそれのある作業**」について  
事業者責務が明確化

# 1 : 「**労働安全衛生法及び作業環境測定法改正**」 ～労働者の安全衛生を巡る課題に対応～

## 【改正の概要】

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
4. 機械等による労働災害の防止の促進
5. 高年齢労働者の労働災害防止対策

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

【】内は施行年月日。

📖 資料 24頁～

## ①注文者等の配慮【令和7年5月14日】

## ②混在作業場所における元方事業者への措置義務 対象の拡大【令和8年4月1日】

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者らの災害防止のために講ずべき必要な措置や連絡調整等の措置について、対象が労働者から個人事業者等を含む**作業従事者**に拡大。など

## ③業務上災害報告制度の創設【令和9年1月1日】

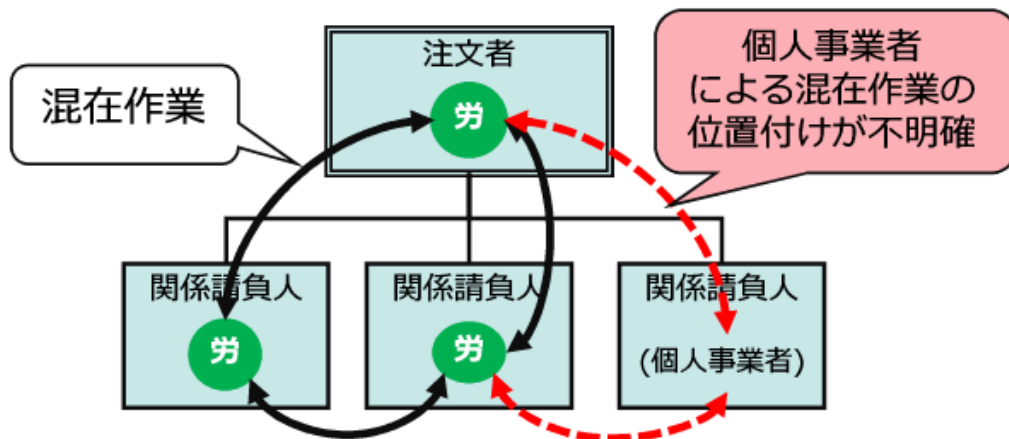
具体的な報告主体、報告事項は、今後。

## ④個人事業主等自身への義務付け【令和9年1月1日】

個人事業主に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止などを明確化。

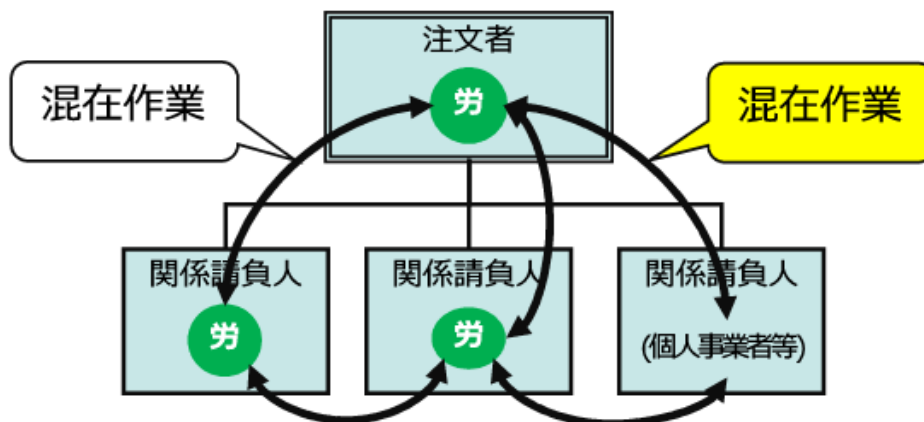
## （参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»



## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

※トピック2にも関連。

- そもそもなぜ、メンタルヘルス対策が必要か？

**心理的負荷による精神疾患等による労災認定が増加している背景**

📖 資料 21頁

- 事業場として、メンタルヘルス対策により、継続的に健康に、労働者が勤務できる環境づくりが必要である。
- 令和7年5月14日に法令改正があり、ストレスチェックの実施について、**労働者数50人未満の事業場についても義務化。**  
※施行日は、交付から3年以内に政令で定める日。
- ただし、ストレスチェックの結果報告については、今回の法令改正では50人未満の事業場は義務付けられていない。
- 現在のストレスチェック結果報告の状況  
(宇都宮労働基準監督署) 📖 資料 11頁

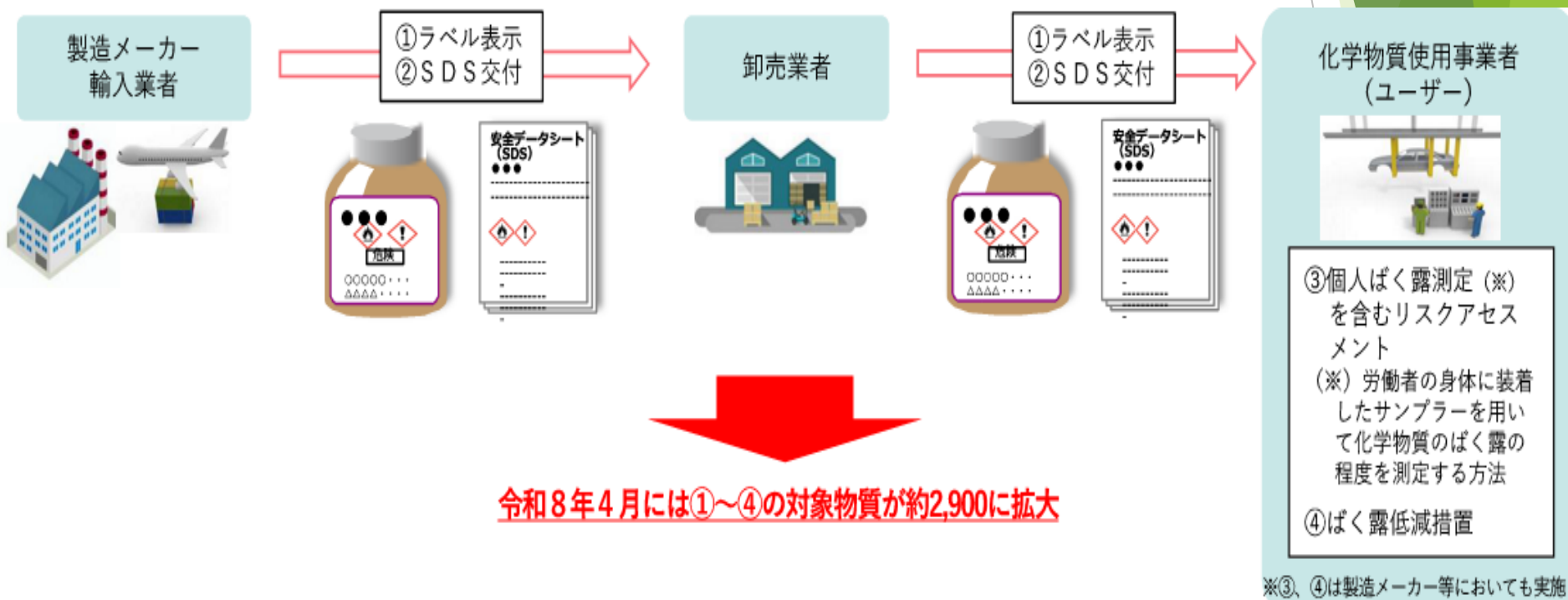
あわせて、「電子申請」について 📖 資料 12頁～

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

※トピック3とも関連。

●令和4年から労働安全衛生法令の改正等により、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理へと抜本的な見直しが行われた。

●令和8年4月1日以降も、国によるGHS分類により、危険性・有害性が確認された化学物質（＝リスクアセスメント対象物）が追加で指定され、リスクアセスメント対象物を使用するか否かを事業者は確認することが必要です。



### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進 つづき

●具体的な改正内容は次の3つ。

【】内は、施行年月日。

(1) 化学物質の譲渡・提供時における危険性有害性情報通知制度 (SDS) の履行確保のため、

①通知義務違反に対する罰則の新設

②通知事項を変更した場合の再通知義務化 (現在は努力義務)

【交付後5年以内に政令で定める日より施行】

📄 資料 37頁～

(2) 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。

なお、代替を認める対象は成分名に限ること。

【令和8年4月1日施行】

(3) 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置づけ、作業環境測定士等による適正な実施の担保を図る。

【令和8年10月1日施行】

## 5. 高年齢労働者の労働災害防止対策

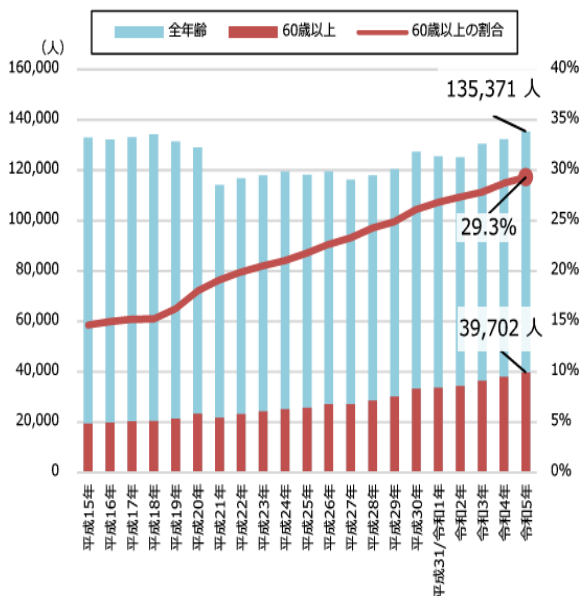
※トピック4に関連。

### 背景

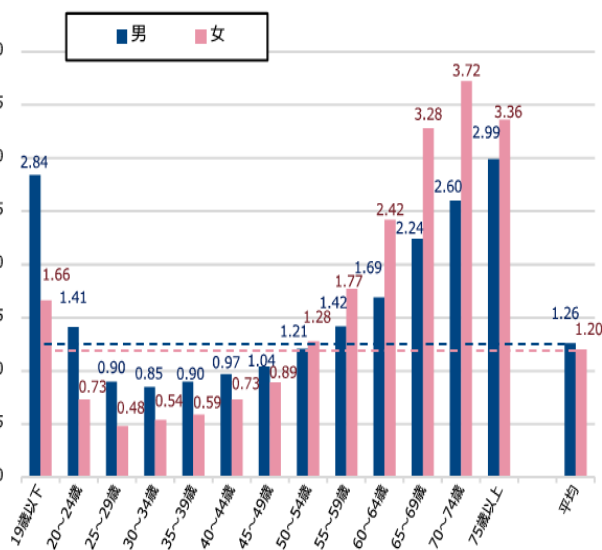
- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

(全年齢に占める60歳以上の割合)

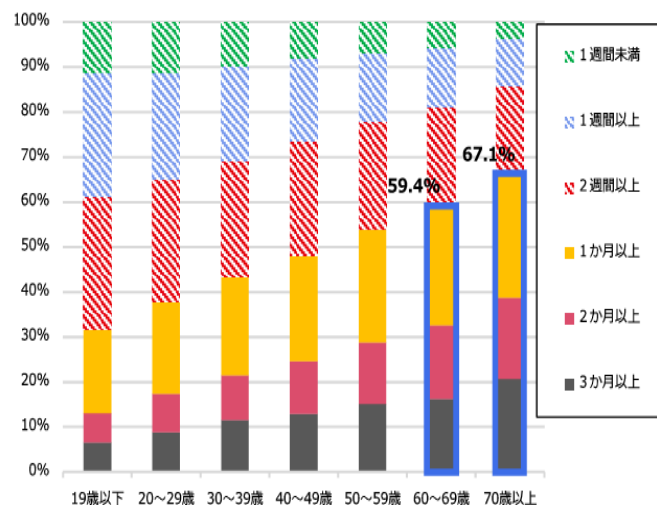


年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）  
(令和5年)



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



# 【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

## エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

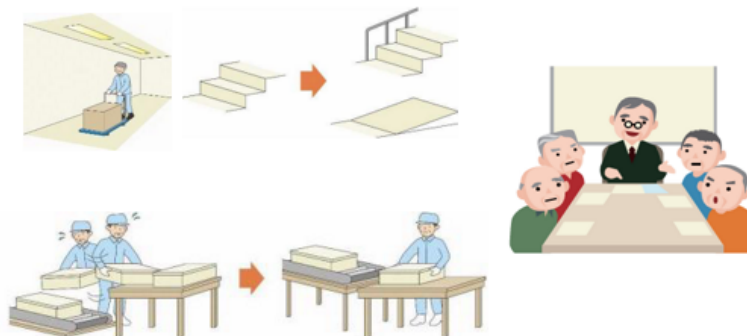
#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



### 3. 職業性疾病事例

### 3. 職業性疾病事例

- 今年度の衛生のしおりで追加された。具体的な職業性疾病の事例が挙げられている。  
■ 労働衛生のしおり 372頁～

- ほかにも、次のようなサイトでも検索可能である。

(1) 写真で見る労働災害ニュース :

<http://www.jaish.gr.jp/syasin/ansy00.htm>



実際に発生した労働災害の報道が、安全・衛生ともに  
見ることができます。

対策というよりは、実際の労働災害の写真や報道が  
メインです。

(2) 職場のあんぜんサイト 労働災害事例 :

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

で、事故の型「有害物との接触」等を選択し検索。



具体的な労働災害の原因と対策がまとめられています。

事故の型は、ほかにも「高温・低温との接触」（熱中症  
や低体温症）も検索できます。

- 具体的な事例は、次の頁から紹介します。

## 事例 1 フロン系溶剤の急激な蒸発により発生した 蒸気ばく露し中毒・酸欠

### ・発生状況

金属部品の自動洗浄装置のメンテナンス作業中に、自動洗浄装置内部の蒸気発生槽から洗浄液を抜き取り、エアチューブを使用して、槽内にエアを吹き付けて洗浄液（主成分：HFC-43-10mee94～99%）の蒸気及び残液を排出し、その後、蒸気発生槽の天板に位置する点検口の上から槽内をのぞき込む姿勢で作業していたところ、意識を失い、けいれん状態となった。

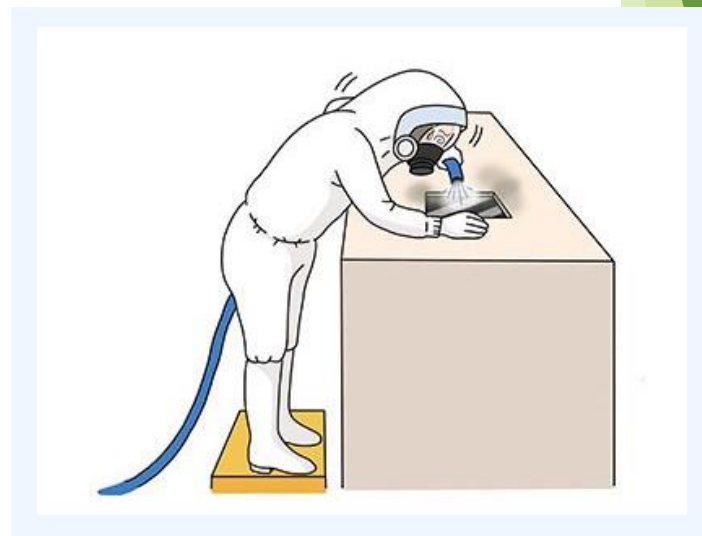
### ・原因

- ①窒息等の危険性に対する教育及び認識が不足していた。
- ②本来は、作業時にモニターすべき酸素濃度を、装置故障を理由に計測していなかった。

### ・対策

酸素濃度計の故障等により酸素濃度が計測できない場合には、作業を中止するか、故障に備えて代替用の酸素濃度計を用意し運用する。

適切な防毒マスクによるフロン類のばく露防止対策に加えて、酸欠の対策が必要なので、タンク内の複数点の酸素濃度を測定し、安全を確かめる。



## 事例 2 カビ取り用洗剤を使用した作業による 次亜塩素酸ナトリウム中毒

### ・発生状況

食品製造工場における壁のカビ取り作業で発生した。

製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウム10～12%含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちがわるいため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。

帰宅後、息苦しい等症状が発生したため、病院受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

### ・原因

- ①カビ取り作業を行う際には、洗剤は水で500倍に希釈してから作業するようにあらかじめマニュアルで定められた作業手順を守らず、洗剤を原液のまま使用して作業したこと。
- ②次亜塩素酸ナトリウムの危険・有害性に関する認識が不足していたこと。



### ・対策

マニュアルに定められた作業手順を行わせるように徹底し、再発防止に努めること。

### 事例3 トイレの洗浄中、洗剤を別の洗剤の入っている容器に入れ 塩素ガスが発生し中毒

#### ・発生状況

被災者がトイレ清掃作業中に発生した。

被災者はトイレ清掃作業の際、洗浄コーナーの棚に置かれていた容器内のトイレ清掃用洗剤が少なかったため、洗浄コーナーの棚に置かれていた、外見が同一の容器から移し替えた。

その際、多量の泡と強い臭気が発生したため、直ちに内容物を流しに捨て、窓を開けて換気を行った。臭気が収まったため、被災者はトイレ清掃を再開したところ、胸が苦しくなりうずくまり、別の労働者に発見され、病院を受診した。被災者は塩素ガス中毒と診断され、2日間入院した。

#### ・原因

- ①外見が同一の容器であるから、内容物が同一であると判断し、洗剤を混合してしまったこと。
- ②容器内に、ラベルと別の洗剤を入れて保管していたこと。
- ③洗剤の混合に対する危険性の認識が不足していたこと。
- ④安全衛生管理体制が確立されていなかったこと。



## 事例 4 外国人労働者がエタノールによる洗浄作業中に、ストーブの火が引火して全身重度熱傷で死亡

### ・発生状況

金属加工工場で、椅子に座りながらエアスプレーを用いて部品に付着したエタノールを吹き飛ばす等の洗浄作業を行っていたところ、近くに置いてあったストーブの火が被災者に引火し、全身に燃え広がった。被災者はドクターヘリで病院に搬送されるも、約2か月後に死亡した。

被災者は単独で作業をしていたが、作業途中、引火の危険性に気付いた同僚が被災者の椅子とストーブの間隔を開けるように口頭で注意していた。災害発生時に、被災者の作業箇所は周囲の作業者の死角となっていたため、ストーブの火が燃え移る瞬間の目撃者はいなかった。

### ・原因

- ①火源近くで、引火性の物質であるエタノールを取り扱ったこと
- ②作業指揮者を定め、作業させていなかったこと。
- ③安全衛生に関する教育訓練が不十分だったこと。特に、外国人労働者に対する教育訓練が実施されていなかったこと。

